平成29年度町村議会議員共済会の決算に関する公告

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第23条第１項の規定に基づき、平成29年度決算の要旨を公告する。

平成30年６月27日

東京都千代田区一番町25
町村議会議員共済会

１　給付経理

貸借対照表の要旨

（平成30年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	815	流動負債	0
固定資産	3,301	剰余金	4,116
合計	4,116	合計	4,116

損益計算書の要旨

（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	11,356	経常収益	11,488
当期利益金	132		
合計	11,488	合計	11,488

２　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成30年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	209	流動負債	2
固定資産	0	剰余金	274
繰延資産	67		
合計	276	合計	276

損益計算書の要旨

（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	156	経常収益	168
当期利益金	12		
合計	168	合計	168

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　岐阜県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　吉村　公一
　登録番号　17210
　事 務 所　岐阜県岐阜市大黒町１―10
　　吉村法律事務所
３　処分の内容　業務停止３月
４　処分が効力を生じた年月日
　平成30年６月２日
平成30年６月13日　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　札幌弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　長友　隆典
　登録番号　51521
　事 務 所　北海道札幌市西区琴似１条４丁目
　　３―18　紀伊國屋ビル３階
　　長友国際法律事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　平成30年６月６日
平成30年６月13日　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成30年６月27日　愛知県教育委員会

１　失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、番号、授与年月日及び授与権者

(1)　冨尾　充訓、愛知県
　ア　高等学校教諭１種免許状　数学、平９高１第4083号、平成10年３月31日、愛知県教育委員会
　イ　中学校教諭１種免許状　数学、平９中１第3336号、平成10年３月31日、愛知県教育委員会

(2)　滝　翔太朗、愛知県
　ア　高等学校教諭１種免許状　国語、平27高１第1592号、平成28年３月18日、愛知県教育委員会
　イ　中学校教諭１種免許状　国語、平27中１第1251号、平成28年３月18日、愛知県教育委員会
　ウ　小学校教諭１種免許状、平27小１第652号、平成28年３月18日、愛知県教育委員会

２　失効年月日　平成30年６月８日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
札幌市中央区南二条西三丁目一三番四号
株式会社ＡＴＯＭＳ
代表清算人　神　　和憲

解散公告

当組合は、平成三十年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
青森県三戸郡五戸町字下大町三一番地四
協同組合五戸中央商店会
清算人　三浦　未吉

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
秋田県秋田市土崎港相染町字沼端八五番五号
ゆうゆうサポート株式会社
代表清算人　淡路　三雄

解散公告

当社は、平成三十年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
札幌市中央区南二条西三丁目一三番四号
株式会社ＡＴＯＭＳ
代表清算人　神　　和憲

解散公告

当組合は、平成三十年五月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
青森県三戸郡五戸町字下大町三一番地四
協同組合五戸中央商店会
清算人　三浦　未吉

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
秋田県秋田市土崎港相染町字沼端八五番五号
ゆうゆうサポート株式会社
代表清算人　淡路　三雄

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
山形県長井市屋城町五番二一号
有限会社ヒューティサロン千秋
清算人　齋藤　千秋

解散公告

当組合は、平成三十年六月十三日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
埼玉県川口市上青木西三丁目三番一八号
川口工進協同組合
代表清算人　小日向　淳

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申しください。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二五三番地二
日本建設株式会社
代表清算人　正田　雅子

解散公告

当法人は、平成三十年六月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年六月二十七日
埼玉県和光市下新倉一丁目六番六号
特定非営利活動法人和光虹の会
清算人　海老原　昭利